

平成15年5月28日
総務部市町村課

市町村が保有する個人情報の目的外利用の状況に関する調査 集計結果

1 調査の概要

(1) 調査内容

市町村が保有する個人情報（電子情報を含む）に関して、保有目的以外の目的のために国または地方公共団体等に提供した平成14年度の事例について、市町村の協力を得て調査をした。

(2) 調査対象

県内120市町村

(3) 調査期間

平成15年4月28日（月）～5月12日（月）

2 調査結果の概要（調査対象年度＝平成14年度）

(1) 報告事例 206件

（別添「市町村が保有する個人情報の目的外利用の状況に関する調査結果表」）

(2) 目的外利用の事例があった市町村数

17市のうち 12市

103町村のうち 28町村

合計 40市町村が事例ありと回答。（80市町村は事例なし）

なお、自衛官募集に伴う適齢者名簿の提供については除外した。

(3) 情報提供の根拠による内訳

法令等及び市町村個人情報保護条例の両方を根拠として提供された事例（104件）

保有情報（利用目的）	提供先	提供した個人情報	提供の根拠
住基台帳及び課税台帳に記載された住民情報 （滞納者の実態調査）	他市町村	4情報、所得・財産及び課税の有無	地方税法第20条の11、個人情報保護条例 C
介護保険料賦課情報 （介護保険料特別徴収）	社会保険庁	4情報、介護保険料額、年金の種類	介護保険法第136条、個人情報保護条例 A
市営住宅入居者の情報 （市営住宅入居者の捜査）	警察署	4情報、家族構成、入居日、連絡先、家賃収納状況、駐車場許可車両	刑事訴訟法第197条第2項、個人情報保護条例 C

「4情報」とは、氏名、生年月日、性別及び住所をいう。（以下についても同様）
個人情報保護条例のA、C等については、次ページの〔参考〕を参照。（以下についても同様）

法令等（通知、要領等を含む）のみを根拠として提供された事例（28件）

保有情報（利用目的）	提供先	提供した個人情報	提供の根拠
選挙人名簿 （世論調査）	世論調査機関 （県委託）	4 情報、世帯主の表示 （閲覧）	公職選挙法第 29 条第 2 項
裁判執行関係事項照会 （裁判の執行）	区検察庁	氏名、生年月日、住所、 届出事実照会	刑事訴訟法第 507 条
住基台帳に記載された住民 情報 （宅建の資格審査）	都道府県	氏名、生年月日、住所、 本籍	宅地建物取引業法第 5 条

個人情報保護条例のみを根拠として提供された事例（73件）

保有情報（利用目的）	提供先	提供した個人情報	提供の根拠
住基台帳に記載された住民 情報 （消防救急指令施設の地図 データ更新のため）	広域連合（広域 消防本部）	4 情報、世帯主、続柄、 （登録異動日、構成 員、行政区）	個人情報保護条例 D
身体障害者、知的障害者更 生指導台帳及び手帳交付台 帳 （NHK 受信料減免要件の 確認）	NHK	減免申請の内容（障害 内容・程度）の確認	個人情報保護条例 C

根拠を明確にせず提供された事例（1件）

保有情報（利用目的）	提供先	提供した個人情報	提供の根拠
特別養護老人ホーム 入所希望者の情報	長野県社会部	4 情報、介護度等	（調査依頼に応じて）

〔参考〕 市町村個人情報保護条例上の規定

各市町村の個人情報保護条例では、個人情報の保有目的以外の利用・提供を原則として禁止しているが、例外的に保有目的以外の利用・提供ができるとしている場合として、概ね次のような規定を設けている。

- A 法令等の定めにより提供しなければならない場合
- B 本人の同意がある場合
- C 国や他の地方公共団体等が使用することにつき、相当な理由がある場合
- D 専ら統計の作成、学術研究の目的のために提供する必要があるとき、個人の生命、身体、財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないときその他特別な理由がある場合
- F 審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めた場合

(4) 提供の手続き

全事例中 6 件を除き、全て担当課長等の決裁を経て提供されている。

6 件中 3 件は閲覧、1 件は口頭での確認であり、また、1 件は課内の基準に基づいて提供しており、担当者の判断のみで提供したのは 1 件である。

また、審議会等で事前に提供できる情報や利用目的等を審査した上で、決裁を経て提供していたものが 4 2 件あった。

(5) 提供の方法

紙による提供が大部分であったが、一部で F D , C D 等の媒体で提供している団体があった。(介護保険料賦課情報、広域消防本部への提供等)